

川口市市民団体が査定を独自に査定している市民団体「議会基本条例を考へる会」(伊田昭三代表)は7日、昨年12月定例会の選考結果を公表した。対象者12人から、若谷正巳氏(自民)と木岡崇氏(川口みらい)を挙げ、質問の具体性と積極性を評価した。税収確保を柱とした若谷氏の質問は、継続性と改善提案に見られた改革の視点を重視。空き家問題などを取り上げた木岡氏は、質問に工夫があり、相対的に市政の課題を追及する姿勢や度合いが高いとした。一方、全般的に市政の改革、改善姿勢が感じられないとの意見も付記した。独自査定を取り組むは会の「議会ウォッチ」の一環で4回目。伊田代表は「優れた部分を市民目線から見いだして批評することは、議員や議会の能力向上に不可欠だ」と話している。

平成25年3月8日 朝日新聞掲載 ☆私の一般質問が高評価を受けました☆



☆市長に提言書を渡す☆

委託業者、会社分割後も契約継続 川口市に実態把握を提言 市議会議長 川口市の業務委託契約に業譲渡した。直後に破産手続を開始したという。市は事業譲渡分は契約を打ち切ったが、継承分については「会社法上、新会社との契約を履行せざるを得なかった」(理財部)。総務委員会は委託業者としての適性に懸念を示し、契約事務と併せて調査してきた。若谷正巳委員長は本会議で「業者の不誠実な行為には契約解除の規定を設けなければならない」と報告し、残り関連会社へ事

平成25年3月2日 朝日新聞掲載 ☆私が委員長を務める総務常任委員会所管事務調査について☆

プロフィール

- 家族構成 妻・息子(中1)父・母(妻の父母)
●1965年12月29日生まれ(47歳)O型
●埼玉県立浦和商業高等学校卒業
●サラリーマン歴11年
●議員秘書歴11年(衆議院議員 新藤義孝)
●国会議員政策担当秘書資格取得(平成14年)
●川口市議会議員初当選(4026票・平成19年)
●川口市議会議員2期目当選(4127票・平成23年)

主な役職

- 総務常任委員会委員長(現)
●生活福祉・教育問題特別委員(現)
●福祉環境常任副委員長(平成21年、22年度)
●建設常任委員(平成19年、20年度)
●地域振興・環境対策特別委員(平成19年～22年度)
●農業委員(平成22年度)
●川口市図書館・映像メディアセンター運営審議委員(現)
●芝北公民館運営審議委員(現)

ライフワーク

- 埼玉県クラブユースサッカー(U-12)連盟・監査
●川口市サッカー協会副会長
●柳崎小学校PTA会長
●やなぎの会メンバー(柳崎小学校応援団)
●柳崎町会顧問
●柳崎サッカークラブ jr顧問
●柳崎若衆会会員
●柳崎ミニテニス及びソフトボール部員
●芝朝野球連盟川口フェニックス所属
●ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟会員

インターネットで わかやまさみ と検索してみてください

ウェブサイトでは私の政策や主張を、ブログでは日々の活動や感じたことを掲載しています。ぜひ一度ご覧になって下さい。

〒333-0861 川口市柳崎1-10-6 TEL.048-264-3200 FAX.048-261-1060 URL http://www.tcat.ne.jp/~wakaya/

Header banner for 'わかやまさみ 自民党 川口市議会議員 若谷正巳' with 'ニコワカ市政REPORT' and 'Vol.16'.

わかやです。日頃より、大変お世話になっております。市政レポートVol.16では、昨年度、一般質問等、議会にて指摘、提案させていただいた「学校施設にエアコン設置の必要性」「財源(税金等)確保」について報告します。

～市内小中学校施設にエアコン設置を！～

平成24年12月定例会において、普通教室のエアコン設置の必要性について質問しました。

Q (質問) 教育委員会定例会の議事録から、本田委員さんから、「まず小・中学校へのエアコンの設置についてだが、知り合いの小児科医に話を聞いたところ、ここ数年異常な気象状況となっており、真夏日、猛暑日が増加してきている。生徒の死亡事故が起こる前にエアコンの設置について対応していただきたい」との発言がありました。これを踏まえ、教育委員長及び教育長の普通教室エアコン設置についてそれぞれの考えをお尋ねします。

A (答弁・教育長) 学校内へのエアコンの設置につきましては、現在、教育委員会定例会におきまして熱心な議論が交わされているところでございます。さまざまな議論の結果、現在のところ、教育委員会の合意としては、まず、校舎の耐震化を最優先に行い、次に、窓を開けて通風を確保することが困難なパソコン教室や音楽室などの特別教室へのエアコンの設置を進めることとしております。この考え方は、私も教育委員の1人として、また、永田委員長も合意をしているところでございます。

Q (再質問) 1点目、エアコン設置にかかわる国の予算措置は3分の1の補助と聞いておりますが、国が予算措置を拡充した場合、設置について検討していただけるか、お尋ねします。 2点目、10月4日に行われた教育委員会定例会にて、永田委員長さんが「教室の位置関係等で室温に差があることも事実である。教室の室温・湿度を継続的に計測して、数字を出すことなどの対策を練ることも必要」と述べられました。私も同意見です。学校保健安全法施行規則第6章第29条、日常における環境の安全の解説版を見ますと、教室内適正温度は10度以上30度以下であることが望ましいとなっております。そこで質問です。 今年6月から9月にかけての普通教室の室温・湿度の計測は行なっているのか。行なっているとしたら、31度以上の日は何日あったのか、また、同時期の保健室の利用状況をお尋ねします。

A (答弁・教育長) 再質問についての普通教室へのエアコンの設置についてですが、熱中症対策のため導入すべきという意見もございまして、また、教室のエアコンを導入することによって、教室の内外の温度差の児童・生徒に与える健康面の影響、あるいは教室外での活動が減りまして、体力の低下を招くおそれがあるという意見など、さまざまな意見が出ております。したがって、国の予算措置が拡充されたといえども、そのことのみによって判断はできないというふうに考えております。

A (答弁・学校教育部長) 教室の室温・湿度につきましては、各学校が日常点検として確認を行い、児童・生徒の健康管理に努めているところでございますが、各学校施設の状況が異なることや、測定場所や時間等も学校ごとの判断にゆだねておりますことから、現在のところ、教育委員会への報告は行なっておりません。また、保健室の利用状況でございますが、養護教諭が入室した児童・生徒の健康状態等を日誌に記録しておりますが、入室理由はさまざまで判別が難しい場合もあり、特に統計もとっていないことから、教育委員会への報告は行っていないところでございます。

Q (再々質問) 普通教室へのエアコン設置についてですが、導入について、小学校低学年生に与える影響があるということでした。しかし、真逆に考えて、適正温度30度以上の教室で低学年生に与える影響もあるのではないかと思います。適正な教育環境の観点から、来年から普通教室内の6月から9月の温度・湿度を計測し、また、保健室の使用状況など、教育委員会としてしっかり把握していただいて、子どもたちの教育環境の場として適しているのかどうか検討していただきたいが、答弁をお願いいたします。

A (答弁・学校教育部長) 教室の温度・湿度の測定や保健室の利用状況等につきましては、測定方法や場所、時間、また報告の仕方など、具体的な実施方法につきまして、今後、鋭意検討して参りたいと存じます。

今回、「行政側」の普通教室へのエアコン設置について消極的考えが明らかになりました。しかし、学校保健安全法施行規則第6章第29条を遵守し、子ども達が安全で安心して教育に取り組める環境整備に努めるよう訴えました。私はPTA会長として、度々学校を訪れますが、昨今の異常気象、特に6月～9月末にかけて、学校施設内の湿度及び温度は尋常ではありません。今後も機会あるごとに「エアコン設置」の必要性を訴えて参ります。

～市税及び市税外の確保について～

私は常々「頑張っている市民」「頑張りがなくても病気で苦しんでいる市民」「ズルやごまかし、ルールを守らない市民」の線引きをキッチリすることが、「市民がずっと住み続けたい街」と思える一つと考えています。特に税金を納める側からすると、税負担の公平性は絶対不可欠であります。しかしながら、行政の施策を細かく見ると、税や使用料(学校給食費など)の滞納も多く見受け、納税の義務を果たしていないのに行政サービスの権利が生じたりと矛盾を感じています。そういった観点から、平成23年12月議会及び24年12月議会において「市税、市税外の確保及び滞納対策」について一般質問させていただきました。以下、抜粋しましたのでご覧下さい。

(平成23年12月定例会)

Q (質問) ～滞納対策について～ ～特筆部分のみ抜粋～

税收確保対策、滞納者が多い要因(個人市県民税の滞納率は、埼玉県下ワースト4位)知識の専門性(滞納整理には幅広い法律、金融知識等必要と考えますが、その専門的知識の習得について。)継続的な納税者の管理について(平均3年程度で異動する職員による管理では不十分とのことであります。本市の継続的な納税者の管理について。)相談窓口の充実について。

A (答弁・理財部長) ～特筆部分のみ抜粋～

税收確保対策は、年に5回、滞納者に対して催告書を送付、その期間は休日に開庁し、納税相談を受ける等、滞納者の実態に沿った滞納整理に努めている。本年11月からは、6名の県職員の短期派遣を受け入れ、高額滞納案件を中心とした滞納処分強化に取り組んでいる。滞納者が多い要因は、本市は東京都に隣接し、年間を通して単身世帯及び外国籍の方の人口の流入出が大変多い地域。個人市県民税など翌年に課税されたときには、既に転出あるいは出国済みであり、課税後にすぐ転出するケースもあり、滞納者の多い要因の一つとなっている。相談窓口は本年12月から納税課フロアの拡張によりまして、新たに相談窓口を9か所増設し、計14か所で納税相談の充実を図り、滞納整理を積極的に進めて参ります。

Q (再質問) ～特筆部分のみ抜粋～

滞納者が多い要因についてですが、本市は年間3万人の人口流入出があります。その中で特に単身者や外国籍の方が、滞納したまま市外や国外へ引っ越してしまうということですが、関係市や国と連携がとれているのか。知識の専門性と継続的な納税者の管理ですが、本市では研修等により担当職員のレベルアップを図っているとの答弁でした。それも必要と思います。しかしながら、善通寺市のように、特別徴収課設置により、専門性もより高まり、納税者の継続的な管理もできること、また新たな課を設置することにより、市民へのPR効果にもつながることから、特別徴収課を設置するべきと考えますが、本市の考えは。

A (答弁・理財部長) ～特筆部分のみ抜粋～

滞納者対策としては、督促、催告等により市外への転出が判明した場合には、直ちに転出先へ督促状や催告書の再送付し、転居先の自治体に対し、居住確認のための照会についての対応を実施している。しかし、関係自治体や出国先の国と直接連携して対処は現状では難しい。特別徴収課の設置は、御指摘のとおり市税及び市税外債権を一括管理する目的で設置した自治体において、一定の成果を上げていることは承知しているが、反面、システムの一元化の構築や公の債権と私債権との権限の違いなどの課題もあり、今後そういった点も踏まえ、検討して参りたい。

Q (再々質問) ～特筆部分のみ抜粋～

収納方法について、収納率の高い給与からの特別徴収について、市内事業者とより強力な連携を図るよう要望。次に、本市の滞納者の多い要因の市外、国外へ引っ越した滞納者の回収業務についてですが、現状では関係自治体との一歩踏み込んだ連携は難しいとのこと。この問題は、本市のみならず、どの自治体も苦慮していると思います。国に対し、現状を訴え、何らかの対策を講じるよう強く要望してください。

平成24年12月議会では、市税及び国保税の滞納対策を質問し、さらに、市税外の滞納対策について重点を置いて質問しました。

(平成24年12月定例会)

Q ～市税外滞納対策について～

市税及び国保税以外でも、住宅使用料や保育所保育料、学校給食費の未払いが大きな社会問題となっておりますが、本市においても例外ではなく、市民負担の公平性を保つために、厳格なる滞納対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。そこで質問します。

- (1)として、以下述べるそれぞれの平成23年度決算における未収債権額及び滞納対策についてお尋ねします。
 - ア、保育所児童保護者負担金。
 - イ、市営住宅使用料。
 - ウ、留守家庭児童保育料。
 - エ、奨学資金返還金。
 - オ、学校給食費。
 - カ、医療センター診療費。



2012年12月 議会
～川口市議会で質問～

皆様の代弁者として
登壇!!

A (答弁・福祉部長) ～特筆部分のみ抜粋～

ア、収入未済額は約1億2,800万円。滞納対策は、前月の未納者に対し毎月の督促状の発送、年3回の児童手当支給月にあわせた催告書の送付、休日・夜間における電話催告などを実施。

A (答弁・建設部長) ～特筆部分のみ抜粋～

イ、収入未済額は約2億6,200万円。滞納対策は、毎月定期的に実施しております夜間滞納整理等に加え、平成14年度より納入指導に従わない悪質な滞納者に対し、訴訟を実施。

A (答弁・学校教育部長) ～特筆部分のみ抜粋～

ウ、収入未済額は約1,460万円。滞納対策は、督促状・催告書の送付に加え、更新手続の際に、滞納がある世帯の利用を制限するなどし、対応している。

エ、収入未済額は約1億4,600万円。滞納対策は、督促状の送付により対応しているほか、電話催促等を行い、支払いが困難な場合には分納相談に応じるなどの対応。

オ、滞納額は1,936万8千円。滞納対策は、各学校との連携を密にし、保護者に対し厳正な処理を行うこともありますという趣旨の文書送付及び電話等による督促を再三実施。

A (答弁・医療センター事務局長) ～特筆部分のみ抜粋～

カ、未収金額は、約2億5千万円。滞納対策は、患者自己負担の軽減を目的とした限度額適用認定証の利用促進、高額療養費受領委任払制度、出産育児一時金の直接支払制度などを積極的に周知し、未収金を発生させないよう努めている。

また、未収金が発生した場合には、電話や未収金通知書の発送及び訪問による支払い催促などを実施し、未収金の回収を行なってる。

以上の質疑を経て滞納対策について、公債権、私債権、債権の種類によって対策の違いがあることがわかり以下質問。

Q ～適正な債権管理に向け「(仮称)債権管理条例」設置の検討を～

債権には、市税や国保税などの強制徴収公債権、生活保護費等の非強制徴収公債権、学校給食費や留守家庭児童保育費などの私債権と、大きく3つに分類されます。先ほど質問したように、本市では、市税や国保税などの公債権については積極的に滞納処分強化に取り組んでおりますが、使用料や手数料などの債権については債権回収の手段、方法、訴えの提起等の専決処分など解釈の違いが生じ、対応方法が異なり、効率的・効果的な債権管理が一律的に行われているとは言いがたいのではないのでしょうか。また、先ほど明らかになりましたが、私債権については、訴えを起こす場合や不納欠損処理を行う場合など1件1件議会の議決が必要となり、時間的・費用的にも無駄が生じることから、それぞれの債権に応じたルールづくり、統一的な指針が必要と思われます。

私が先月視察に行った豊田市では、債権管理台帳の不備や管理マニュアルの未整備など、包括外部監査に指摘を受け、平成20年に債権管理検討委員会を立ち上げ、平成21年3月に条例を制定いたしました。条例制定後のメリットとして、1 専決処分事項の改正を行い、迅速な債権回収のための法的措置を可能とした、2 債権管理本部が設置され、未収債権の削減目標の設定や行動計画の進捗管理が行われ、未収債権の回収に成果があった、3 債権管理に対し、職員の意識が高まった、4 債権管理条例を施行し、悪質な滞納者には法的措置を含めた厳しい対応をとる旨を市民に周知したことにより、市民の納付意識が高まり、自主的な納付の促進につながった、5 統一的な運用基準や債権ごとの管理マニュアルが作成され、適正かつ効率的な債権管理が行われるようになった。また、長年徴収できないままに管理を継続していた債権について放棄を行うことで、事務負担を軽減することができ、効率的な債権管理につながったとのこと。

そこで質問します。(仮称)債権管理条例の設置を含め、債権の現状を全庁的に整理・管理する必要があると思われませんが、本市の考え方についてお尋ねします。

A (答弁・企画財政部長)

現在、各部局において、それぞれの債権の状況に応じた回収に日々努めているところでございます。今後におきましても、公平な負担の観点からも、滞納額を着実に削減すべく適正な債権管理に努めていくとともに、議員御指摘の債権管理条例の設置につきましても、行財政改革を進める中において安定的に財源を確保する必要もあることから、研究して参りたいと存じます。

今回、特に不良債権(未収納・未収金)の管理が一元化されていないことが明らかになりました。税負担の公平性の観点から、(仮称)債権管理条例の制定に向け引き続き活動してまいります。そして、皆が気持ちよく税金を納めなくなる川口市実現のために粘り強く訴えてまいります。